平成２９年（フ）第３２１号
東京都東久留米市東本町15番２号ブランシール第３東久留米207号
債務者　小野喜代江
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５７１号
東京都立川市曙町１丁目24番13号アイコート立川101号室
債務者　川村　　伸
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３１１９号
大阪市平野区喜連東３丁目13番11号106
債務者　奥田　麗奈（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３１５号
大阪市福島区吉野１丁目16番11―705号、前住所大阪府高槻市出丸町５番25号　ロイヤルマンショングリーンピア303号
債務者　増本　勝憲
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９号
大分県杵築市大字中952番地18　エクレール杵築Ｄ棟207号
債務者　村上　幸宏
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
大分県杵築市大字南杵築1731番地７　コーポラス元島Ⅰ　201
債務者　阿部　真吾
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
大分県杵築市大字南杵築1731番地７　コーポラス元島Ⅰ　201
債務者　阿部　美香（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
岡山市東区西大寺松崎158番地10リブ宮崎サテライトＢ201
債務者　藤原　勝巳
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４号
長崎県南島原市深江町丁7695番地10、旧住所大分市古ケ鶴１丁目11番30号（ベルディン古ケ鶴305）
債務者　田﨑　継大
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
栃木県栃木市岩舟町静和2101番地８ヴィラルミエールＢ―101号、従前の住所栃木県小山市扶桑１丁目３番19号
債務者　鈴木　秀人
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６７８号
東京都小平市小川町２丁目1153番地新井マンション303号
債務者　清水　　緑
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２６号
東京都町田市金森７丁目18番12―401号
債務者　松野　美帆
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５５２号
神奈川県大和市下鶴間585番地　クローカスオオキＢ―203
債務者　藤井　由紀（旧姓十二役・稲嶺）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３７号
横浜市港南区日野中央３丁目21番26―404号
債務者　牛渡　正行
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６４１号
横浜市金沢区東朝比奈２丁目２番37―601号
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部